

[議題4]

政令指定都市移行について

[質問の具体的内容]

政令指定都市になるためには市立病院や市立高校等、市立の施設が必要だと新聞で見た気がするが、そういう条件はあるのか。

[回答]

- ・ そういう条件はないものと考えている。
- ・ 公的病院の役割は、民間が提供できない救急医療等だと思っている。
- ・ 本市では、初期救急はメディカルセンター、2次救急は病院の輪番制、3次救急は北里大学病院救命救急というように、体系を組み、医師会と病院協会が手を組んで、民間のネットワークを使って非常にうまくいっている。
- ・ 救急搬送は1回で受け入れられる方がよいが、本市では1回か2回で受け入れられるのが88パーセントである。
- ・ 1億3,000万円程かかったが、今年から循環器系と消化器系の疾患別の体制を決め、当番を決めて365日対応している。
- ・ 病院は、民間の病院が少ないところでは公立的なもので対応しなければならないかもしれないが、民間の病院があれば、公立で行わなければいけない理由はない。
- ・ 市立病院をつくと特別会計になるが、現在でも市では、一般会計から約70億円を国民健康保険事業の特別会計に出している。
- ・ 銚子市等では市立病院を廃止する方向があり、また厚木市立病院でも、約1,000万円を給与にプラスしても産科医が来ないため、休止になってしまった。
- ・ 本市では、来年度から年末年始とゴールデンウィークを除いた休日等だけだが、南メディカルセンターで、産婦人科の初期救急を始める。
- ・ 市民のために無駄なく、効率よく市民サービスを提供していきたいと考えており、市立高校についても、県が統廃合を行っている中で、わざわざつくらなくてもよいのではないかと考えている。
- ・ 医療のサービスや国民健康保険等、市がやらなければいけない最低限のことは行うが、同じサービスが提供でき、市が直営で行うよりも民間で行った方がよいものがあれば、なるべく安く、皆さまの税金を効率よく使った方がよい。
- ・ 市の職員が多過ぎるので、なるべく市の職員を減らして効率よくやってほしいとの意見もある。
- ・ いろいろな市の施設でも、民間が管理運営を行う指定管理者制度などを活用することにより、市の職員が行う以上の市民サービスを提供していきたいと思っている。

(政令指定都市推進課、地域医療課、行政システム課)